ラリー競技開催規定

付則：第１種アベレージラリー開催規定

2006年３月28日制定　2008年７月31日改正
2006年６月１日施行　2009年１月１日施行
2007年８月１日改正　2010年11月25日改正
2008年１月１日施行　2011年１月１日施行

ラリー競技開催規定第２条に従い、第１種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第１条　特別規則書

特別規則書には、国内競技規則４－８のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

１．競技方法
２．総走行距離
３．参加車両に搭載しなければならない備品
　非常用停止表示板（三角）２枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器
４．乗員および車両の変更に関する下記の事項
　１）正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
　２）参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
５．参加車両に対する整備作業に関する下記の事項
　１）整備作業の監督を担当する競技役員名
　２）整備作業を行うことができる場所
　３）サービスカーの管理方法
　４）整備作業の範囲
　　（１）タイヤの交換
　　（２）ランプ類のバルブの交換
　　（３）点火プラグの交換
　　（４）Ｖベルトの交換

（５）各部点検増締め
（６）上記⑴～⑸以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

第２条　参加車両

１．本競技に参加できる車両は次の通りとする。
１）国際競技：ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のグループＮまたはグループＡ規定に従った車両
２）国内競技：
（１）ＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に従ったＲＮ車両、ＲＪ車両、ＲＦ車両またはＦ車両
なお、完全なオープン車体構造の車両およびコンバーティブル車体構造の車両は、同規定第１章第１条総則におけるハードトップの装着は免除される。
（２）ＦＩＡ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編ラリー車両規定に従った車両（ＲＢ車両）
２．ＦＩＡまたはＪＡＦの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
３．オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
４．外国登録自動車を一時輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

第３条　参加確認および車両検査

１．参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
１）すべての乗員の自動車運転免許証
２）すべての乗員の競技運転者許可証
３）競技参加者許可証
４）自動車検査証
５）自動車損害賠償責任保険証

6）ラリー競技に有効な自動車保険証券

2．オーガナイザーは、車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第２条に記載された車両規定への適合性を検査すること。また、ヘルメット等の安全装備品の装着が義務付けられる競技会においては、乗員がそれらの装備品を所持していることを確認すること。

3．オーガナイザーは、タイヤの本数および仕様を規制するため、あるいは競技車両またはその構成部品の同一性を確認するため、これらにマーキングや封印等を施すことができる。マーキングや封印の実施については、特別規則書に明記しなければならない。参加者はこれらのマーキングや封印等を当初通り保持する責任を負う。

4．競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損したものに対しては、競技を続行させてはならない。

第４条　競技の設定

1．オーガナイザーは、組織許可申請時に別掲の様式に従った区間距離表を提出しなければならない。

2．指示速度はその道路の速度制限に従い、かつ全競技区間において瞬間的にもその道路の最高速度を超えないように設定すること。
山間部および曲折の多い道路では、競技者の安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。

3．タイムトライアルや競技車両の遅着を想定した指示速度を設定してはならない。

4．競技中の走行距離最長150kmごとに連続して60分以上のレストタイムを設けなければならない。また、500kmを超える競技においては、累計500km以内の地点で連続して10時間以上のレストタイムを設けなければならない。

5．休憩地点は道路以外で十分な駐車スペースを有する場所に設けること。

6．チェックポイントの位置とその区間の決定は安全を考慮した適切なものとすること。

7．競技車のスタート方法は原則として、１分間あたり１台とする。コース上において同時に多くの競技車が一団となって走行することのな

いようにいくつかの隊列を整えるための再スタート方式を採用する。
8．競技の開催前に必ず試走を行うこと。
9．コースの距離測定に際して基準距離と著しく異ならない測定車両を使用すること。
10．特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

第５条　競技の運営

オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。

1．当日の競技会本部および事務局の所在地と電話番号、ならびに競技会全体のタイムスケジュールを参加者に周知徹底させること。
2．公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、競技会本部または指定の場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者または乗員（クルー）に伝達すること）。状況によっては参加者または乗員に直接伝達してもよいが、この場合は参加者または乗員から確認の署名を得ること。
3．必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも１名は競技会本部付近に待機していなければならない。
4．競技長は競技開始前に競技会審査委員の出席を得てブリーフィングを開催すること。すべての参加者および乗員はブリーフィングに出席しなければならない。
5．競技中は先行車および追上車を配備して全行程を走行させ、競技車両の安全を確保すること。
6．競技会における連絡体制は十分なものとし、とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。
7．路上に設置した物品はすみやかに撤去すること。
8．各々のチェックポイントには２名以上の人員を配置すること。なお、そのうちの1名については公認審判員資格Ｂ３級以上の所持者でなければならない。（クローズド競技を除く）
9．計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正

確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。

10. 1台または数台の競技車両が、不可抗力によりチェックポイントに予定時刻より遅れて到着した場合、競技長は不可抗力の発生した区間およびその影響を受けた競技車両の取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得てそれらの車両が不利益を被らないよう適切な措置を講じることができる。

第6条　参加者および乗員の遵守事項

オーガナイザーは参加者および乗員に対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1．競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
2．一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3．他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
4．明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5．登録した乗員以外は乗車してはならず、1名のドライバーによって150km以上連続して運転しないこと。
6．競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7．失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8．安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9．オーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外で整備作業を行うことはできない。
11. 整備作業を行うことができる者は、当該車両の乗員およびオーガナイザーが認めた作業員とする。
12. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。

13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
15. オーガナイザーが指定した給油所以外で給油することは認められない。また給油中はエンジンを停止するとともに、乗員は車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外し、ドアを開けておくことが望ましい。

第７条　罰則

1．参加者または乗員が下記に該当する行為をなした場合には、失格となる。
　1）対人あるいは対物事故を起こしたとき。
　2）道路交通法に違反したとき。
　3）リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
　4）走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
　5）チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
　6）車両規則違反が発見されたとき。
　7）競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
　8）競技中に乗員または車両を変更したとき。
　9）参加者または関係者間で不正行為があったとき。
　10）その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
　11）各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。
2．参加者または乗員が下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により罰則が適用されることがある。
　1）タイヤの本数および仕様が制限される競技会において、これらの規制に対する違反行為を行ったとき。
　2）乗員および競技参加者がブリーフィングに遅刻または欠席したとき。

第８条　本規定の施行

本規定は、2011年１月１日から施行する。

以上

第１種アベレージラリーの区間距離表様式

CP／PC	コマ図	地名	道標	積算距離	区間距離（区分１）	区間距離（区分２）	区間距離（区分３）	指示速度（km／h）	所用時間（分：秒）	通過時刻（時･分･秒）	備考
スタート	1	Aホテル	40	0.00						19:31:00	
	2	B町C交差点	40	15.15	15.15						
	3		ナシ	24.64	9.49	27.46		60分	60:00	20:31:00	時間走行
OMCP	4	D村	ナシ	27.46	2.82						
	5		ナシ	40.97	13.51		43.59				
	6		ナシ	42.35	1.38						
	7		ナシ	42.77	0.42	16.13		28.0	34:34	21:05:34	
	8		ナシ	43.39	0.62						
1CP		E橋	ナシ	43.59	0.20						
	9		ナシ	46.73	3.14	5.25		25.0	12:36	21:18:10	
PC	10		40	48.84	2.11						
PC	11		ナシ	49.74	0.90	0.90	14.15	3分	03:00	21:21:10	時間走行
PC	12		50	55.24	5.50	5.50		35.0	09:26	21:30:36	
2CP		F駐車場	ナシ	57.74	2.50	2.50		25.0	06:00	21:36:36	

1．ＣＰ／ＰＣ欄：チェックポイント、速度変更地点（パスコントロールポイント）、補正地点等を記入
2．コマ図欄：ルートマップ上のコマ図番号を記入
3．積算距離欄：スタートからフィニッシュまでの積算距離を記入
4．道標欄：道路標識等による速度制限がある場合にはその数値を記入
5．区間距離欄：①区分１：各区間の距離を記入
②区分２：チェックポイント／速度変更地点間等の距離を記入
③区分３：チェックポイント間の距離を記入
6．指示速度欄：チェックポイント／速度変更地点間等の指示速度または指示時間を記入
7．所要時間欄：チェックポイント／速度変更地点間等の所要時間を記入
8．通過時刻欄：１号車の通過予定時刻を記入
9．備考欄：特記事項を記入